

## 児童虐待防止法施行関係 (昭和8年)

昭和8年 付議原書にある「児童虐待防止法」は、同年3月31日法律第41号で公布されました。

第2条 児童ヲ保護スベキ責任アル者児童ヲ虐待シ又ハ著シク其ノ監護ヲ怠リヨッテ刑罰法令ニ觸ルル虞アル場合ニ於テハ地方長官ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第4条 地方長官ハ輕業、曲馬又ハ戸戸ニ就キ若ハ道路ニ於テ行フ諸藝ノ演出若ハ物品ノ販賣其ノ他ノ業務及行爲ニシテ虐待ニ涉又ハ之ヲ誘發スル虞アルモノニ付必要アリト認ムルトキハ児童ヲ用フルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

と定め、14歳未満の児童を家庭内の虐待を始め、さまざまな業態の就業禁止や制限をして保護しています。

現在の「児童虐待の防止に関する法律」と比較して昭和恐慌以降の疲弊した世相や、5・15事件等太平洋戦争に突入する社会情勢を反映しているようです。

なお、児童虐待防止法は、少年教護法とあわせ、児童福祉法（昭和22法律第164号）第65条により廃止されました。



第一條 兒童虐待防止法

本法ニ於テ兒童ト稱スルハ十四歳未満ノ者ヲ謂フ  
兒童ヲ保護スベキ責任アル者兒童ヲ虐待シ又ハ者ニ  
其ノ監護ヲ怠リ罰則法令ニ觸レ又ハ船舶凡處ニ  
ル場合ニ於テハ地方長官ハ左ノ處分ヲ爲スルコト得  
一 兒童ヲ保護スベキ責任アル者ニ對シ訓誡ヲ加ヘ  
二 兒童ヲ保護スベキ責任アル者ニ對シ條件ヲ附シ  
三 兒童ヲ保護スベキ責任アル者ニ對シ罰金ヲ科ス  
四 兒童ヲ保護スベキ責任アル者ヨリ兒童ヲ引取  
テ其ノ親族其ノ他ノ私人ノ家庭又ハ適當ナル地  
ニ委託スルコト

前項第三號ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スベキ場合ニ  
兒童ヲ保護スベキ責任アル者親權者又ハ後見人  
ナルトキハ地方長官ハ兒童ヲ親權者又ハ後見人  
スベシ但シ親權者又ハ後見人ニ引渡シテ保護  
スル地方長官ニ於テ兒童保護ニ爲シ得  
前項第三號ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スベキ場合ニ  
兒童ヲ保護スベキ責任アル者親權者又ハ後見人  
ナルトキハ地方長官ハ兒童ヲ親權者又ハ後見人  
スベシ但シ親權者又ハ後見人ニ引渡シテ保護  
スル地方長官ニ於テ兒童保護ニ爲シ得

前二條ノ規定ニ依ル處分ノ爲スベキ費用ハ勸令  
ニ依リ本人又ハ其ノ扶養義務者ノ負擔トス  
但シ費用ノ負擔ヲ爲スルニ扶養義務者ハ民法第九  
十條及第九百五十五條ノ規定ニ依リ扶養義務ヲ履  
行スベキ者ニ對シ求償ヲ爲スルコト得  
前條ノ規定ニ依リ一時之ヲ經營スル者  
對シ其ノ負擔額ニ對シ府縣稅徵收ノ例ニ依  
リ本人又ハ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得ル費用ハ道  
府縣ノ負擔トス  
同條ノ勸令ニ依リ道府縣ノ負擔スル費用ニ  
對シ其ノ二ノ一以テ補助ス  
地方長官ハ輕業、曲馬又ハ戸ニ就キ若ハ道路  
ノ諸藝ノ演云々若ハ物賣、販賣、其ノ他ノ業務及行為

前二條ノ規定ニ依ル處分ノ爲スベキ費用ハ勸令  
ニ依リ本人又ハ其ノ扶養義務者ノ負擔トス  
但シ費用ノ負擔ヲ爲スルニ扶養義務者ハ民法第九  
十條及第九百五十五條ノ規定ニ依リ扶養義務ヲ履  
行スベキ者ニ對シ求償ヲ爲スルコト得  
前條ノ規定ニ依リ一時之ヲ經營スル者  
對シ其ノ負擔額ニ對シ府縣稅徵收ノ例ニ依  
リ本人又ハ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得ル費用ハ道  
府縣ノ負擔トス  
同條ノ勸令ニ依リ道府縣ノ負擔スル費用ニ  
對シ其ノ二ノ一以テ補助ス  
地方長官ハ輕業、曲馬又ハ戸ニ就キ若ハ道路  
ノ諸藝ノ演云々若ハ物賣、販賣、其ノ他ノ業務及行為

前二條ノ規定ニ依ル處分ノ爲スベキ費用ハ勸令  
ニ依リ本人又ハ其ノ扶養義務者ノ負擔トス  
但シ費用ノ負擔ヲ爲スルニ扶養義務者ハ民法第九  
十條及第九百五十五條ノ規定ニ依リ扶養義務ヲ履  
行スベキ者ニ對シ求償ヲ爲スルコト得  
前條ノ規定ニ依リ一時之ヲ經營スル者  
對シ其ノ負擔額ニ對シ府縣稅徵收ノ例ニ依  
リ本人又ハ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得ル費用ハ道  
府縣ノ負擔トス  
同條ノ勸令ニ依リ道府縣ノ負擔スル費用ニ  
對シ其ノ二ノ一以テ補助ス  
地方長官ハ輕業、曲馬又ハ戸ニ就キ若ハ道路  
ノ諸藝ノ演云々若ハ物賣、販賣、其ノ他ノ業務及行為

第九條

本法又ハ本法ニ基キテ發令ノ規定ニ依リ  
爲スル勸令ニ不服アル者ハ三番大在ニ辨償  
第九條 本法又ハ本法ニ基キテ發令ノ規定ニ依リ  
爲スル勸令ニ不服アル者ハ三番大在ニ辨償  
第九條 本法又ハ本法ニ基キテ發令ノ規定ニ依リ  
爲スル勸令ニ不服アル者ハ三番大在ニ辨償

本法又ハ本法ニ基キテ發令ノ規定ニ依リ  
爲スル勸令ニ不服アル者ハ三番大在ニ辨償  
第九條 本法又ハ本法ニ基キテ發令ノ規定ニ依リ  
爲スル勸令ニ不服アル者ハ三番大在ニ辨償  
第九條 本法又ハ本法ニ基キテ發令ノ規定ニ依リ  
爲スル勸令ニ不服アル者ハ三番大在ニ辨償